

別表（第3条関係）

補助事業者	事業実施主体	実施要件	事業内容	節区分	補助対象経費	補助率	補助限度額等
1 市町村	1 市町村 2 市町村等で組織する協議会 3 農業協同組合 4 生産者団体等（生産者等で組織され、規約又は代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等を適切に行うことができると認められる団体） 5 農業法人 6 農業公社	1 県が主催する農畜産物の販売拡大のための情報共有会議へ積極的に参加すること。 2 事業実施に当たっては、「高知家プロモーション」を積極的に活用すること。 3 市町村が補助事業者となる場合には、複数品目の販売拡大に取り組むこと。	1 販売戦略会議等の開催	報償費	アドバイザーへの謝金 等	2分の1以内	・原則、一補助事業者当たり100万円（補助金額は1,000円未満の端数を切り捨てる。）を限度に補助する。  【限度額のかさ上げ】 ・高知県農業協同組合が複数市町村にまたがって、農畜産物の販売拡大に取り組む場合、500万円を限度に補助する。
			2 市場（消費・販売状況）調査	旅費	市場調査やイベント、バイヤー招へい、消費宣伝等に係る旅費		
			3 販路拡大やブランディングに係るアドバイザー等招へい				
			4 イベントや商談会等の開催又は参加	需用費	・イベントや消費宣伝に係る消耗品費及び印刷製本費 ・サンプル食材の提供 等（食糧費を除く）		
			5 県内外の量販店や飲食店等での消費宣伝やフェアの開催				
			6 サンプル食材の提供				
			7 販売促進資材のデザイン及び製作				
			8 ブランド力向上に向けた取組	役務費	・通信運搬費及び手数料 ・販売支援補助に係る経費 等		
9 物流改善の取組							
10 1～9に掲げるもののほか、事業実施に必要と認められるもの	委託料	・イベント又は商談会の開催 ・販売促進資材制作 ・輸送テスト 等					
7 高知県農業協同組合			使用料及び賃借料	・会場借上料 ・借上車 等			
					8 生産者団体等（生産者等で組織され、規約又は代表者の定めがあり、補助事業の実施に係る会計管理等を適切に行うことができる団体）	備品購入費	・食味分析計購入費 等
			その他	その他、事業実施に必要と認められる経費 （事前に県と協議必要）			